

愛知県環境審議会地盤環境部会（第2回） 会議録

1 日時

平成21年10月16日（金）午前9時30分から午前11時30分まで

2 場所

愛知県自治センター 大会議室（4階）

3 出席者

（1）委員（5名）

大東部会長、足立委員、木村委員、四俵専門委員、杉井専門委員、

（2）事務局（8人）

（愛知県環境部）山本技監

（水地盤環境課）藤野課長、野田主幹、畔柳課長補佐、大谷主査、桑山主任、大越技師、大橋主事

4 傍聴人

4名

5 議事

- ・会議録への署名を木村委員、四俵専門委員が行うこととした。

（1）土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等の見直しについて

- ・資料1及び資料2について事務局から説明があった。

< 質疑応答 >

[杉井委員] 特定有害物質等取扱事業所を廃止する時に土壌調査を義務化するに当たって、調査対象を絞り込むということだが、調査させるに当たって汚染の蓋然性が高いことの判断基準はどうなっているのか。

[事務局] 過去の事例を参考に、どのような事業所で土壌汚染が多く判明しているかを調べたところ、水質汚濁防止法で規定する特定施設を設置しており、特定有害物質を使用している事業所において土壌汚染が多く判明していた。また、これまでに県に報告のあった土壌汚染の約1割がガソリンスタンドであることから、ガソリンスタンドも土壌汚染の蓋然性が高い施設と考えられるほか、廃棄物の処理及び

清掃に関する法律により許可を受けた特別管理産業廃棄物の中間処理業者も汚染の蓋然性が高いと思われる。どの法律の施設等を対象とすればよいか等、もう少し検討していきたい。

[大東部会長] 県民の生活環境の保全等に関する条例では、特定有害物質等取扱事業所は特定有害物質を取り扱う事業所全てと規定しているから、少量でも取り扱ってれば特定有害物質等取扱事業者になる。それでは義務をかける事は難しいことから、水質汚濁防止法等で蓋然性が高い事業所に特定していくということになる。

[木村委員] 土地の所有者と事業者が別の場合、土地の所有者は事業を始める時に事業所の廃止時にはどのような義務がかかるか分からないと不安である。土地の所有者と事業者の責任を明確にしておく必要がある。また、法の対象は有害物質使用特定施設ということで明確だが、条例ではまだ明確になっていない。これを明確にする規定が必要である。

[事務局] 法では水質汚濁防止法の特定施設を廃止した時に廃止届が出てくることから、土地所有者に調査義務が生じたことを通知する。これにより土地の所有者は土壌調査をしなければならないと分かる。条例では有害物質を取り扱っていた事業者の責任でやるというのは変わらないが、事業者が調査せず、かつ汚染の可能性が高い場合は土地の所有者に調査を求めていく。事業所が特定できれば通知でき、土地の所有者にも責任が及ぶということを知らせることができる。

[大東部会長] 事前に事業者が調査しなかった場合に土地所有者にも義務が移るということが分かっているれば、土地の賃貸契約で予防措置を求めることができ、また土地所有者は事業者が土壌を汚染しないよう注意することができる。

[木村委員] 応急措置等を全ての汚染事例に求めていく進んだ規定には賛成である。具体的に応急措置というものにどのようなものを想定しているか。

[事務局] 応急措置というものは条例に規定しており、具体的には指針に定めている。応急措置の例として、不透水シート、アスファルト舗装等による雨水の遮断、シート等による汚染土壌の被覆等がある。

[足立委員] 愛知県に飲用井戸はどれくらいあるか。

[事務局] 健康福祉部で把握している数は政令指定都市及び中核市を除き約 14,400 箇所だが、正式な届出というものがないので、目安として考えていただきたい。実際は既に飲用に使用していない井戸もある。

[四俵委員] 自主調査への関与だが、今までどのように関与していたか。

[事務局] 本県においては、これまで自主調査であっても報告を指導で受理しており、措置についても指針に従って措置を求めている。条例が出来て 6 年間で事業者にも周知が図られており、行政に報告がある事例については措置等がスムーズに対応されている。今後自主調査に対してどのように関与して行くかということが今回の論点である。

[四俵委員] 今後条例にどのように規定するのか。

[事務局] 現状では、自主調査の調査方法が明確になっていないことから、不十分な調査により判断を誤ってしまう可能性がある。自主調査の調査方法を示すことが必要である。また、現状では自主調査の報告は任意であるが、今後は自主調査結果の報告の規定を設ける。

[大東部会長] 法律でも第 14 条により申請することができる規定が設けられた。条例でどのように規定していくかということが論点である。

[事務局] 実態として自主調査の報告があった場合も応急措置を求めている。そのような仕組みを条例の中に規定することの検討をしていただきたい。

[木村委員] 自主調査により汚染が判明した場合に助言する規定は、県が対策について責任をとるといっても読めるが、どのように意図しているのか。

[事務局] これまでの自主調査は、指導により調査方法や措置について関わってきた。今後は条例で自主調査を行おうとする者に調査方法を示すことや、措置方法を示すことといった助言という形で関わっていくことの検討をしていただきたい。

[大東部会長] 自主調査結果の報告を求めるとするという規定はあいまいであるが、どのように規定するのか。

[事務局] 自主調査の規定はあまり厳しい規定にすると自主調査がされない、又は報告されないことになってしまう。それは条例の期待するところと違って来る。自主調査結果の報告をするよう努めるとすれば事業者には負担にならず、調査結果の報告が円滑になる。

[木村委員] 県として責任をもってフォローアップしているという様に読める。それだけ前向きに県として関与していくのか。

[事務局] このあたりも検討していただきたいが、自主調査結果の報告については努めるものとするとして、対策については過度にならないよう、報告を阻害しない規定とする。

[大東部会長] 措置について、過大な措置、又は不十分な措置をしない様に助言するという形でいいのではないかと思います。

道路工事の際に、自然由来の汚染土壌が道路用地に使われることがあるが、そういうものをどうするか。国や県が汚染土壌処理業者になるのか。施設をどう定義するのか。

[事務局] 法では、汚染土壌処理業の許可は施設ごと取ることとなっている。国や県の道路工事に出てきた自然由来の土壌を道路工事現場に埋立処理をするのであれば許可が必要になり、許可は汚染土壌の処理を行う者が取る事になる。ただし、産業廃棄物処理業では自社物を処理するのは許可はいらなくなり、国は土壌汚染対策法での取扱いを明らかにしていない。情報が入り次第説明していく。

[大東部会長] 現状では、汚染土壌処理業についてどのような情報が入っているか。

[事務局] 汚染土壌処理業の許可の開始日は10月23日に施行することが決定したが、国の許可についての通知はまだ到達していない。現状として、汚染土壌処理業の許可について数件相談がある。また、汚染土壌浄化施設の認定を受けている業者は許可に切り替えるために相談に来ている。

[大東部会長] 土地の履歴調査の規定は引き続き求めていきたいということだが、土壤調査の規定以降の規定は法に委ねていくということで良いか。土壤調査以降の規定について条例でなければできないことはあるか。

[事務局] 拡散防止措置等については、法で定める「形質変更時要届出区域」についても求める。

[大東部会長] 応急措置についてもそのようになるのか。

[事務局] そうなる。形質変更時要届出区域については条例で措置を求めて行くことから、法と条例の整合の図り方について技術的に検討する。

[大東部会長] 土地の履歴調査から対策までの流れは一貫しているが、法で同様の規定が新設されたことから、重複を避けるため、条例を整理する必要がある。

[事務局] 土地の履歴調査を条例で求めることについてはまだ議論がある。事業者が自らの使用履歴について調査するのは情報が継続しているが、土地所有者が土地の履歴調査を行う場合は情報が断絶してしまう。情報の伝達というシステムを条例で位置づけるのか、規制の枠組みでないサービスのなもので求めていくのか。もう少し議論が必要であると思う。いろいろな人の意見を聞いてやっていく必要がある。

[大東部会長] 事業者の土地の履歴調査結果だけで行政が汚染のおそれを判断するのは無理がある。行政情報を補完する形にしていくのがいいのではないか。

[事務局] 事業者から土地所有者に賃借権を返還する時に特定有害物質の使用状況等の情報を承継するという方法もある。

[大東部会長] 土地の履歴調査や有害物質の使用状況の情報の伝達等は土地の取引等においては土地の売買契約や賃借契約等の重要事項に入ってくるので、ほぼやられている。

(2) その他

- ・事務局から次回の部会の日程の提案があった。